

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 450

平成20年 1月 7日(月曜日)

# 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

## 夫婦円満に自分名義の資産増やす 財産分別管理の蓄財法とは？

人生の吉兆は予測できないもので離婚や伴侶に先立れるなど日常的に蓄財や資産管理には気を配っていたいもの。「夫に扶養される妻の立場でも有事に備えて自分名義の資産を持っていたい」。日経モニター2500人(既婚男女)に聞いたところ95%が肯定的で、実際に女性の91%が預金、株式、不動産など「自分名義」を持っていた。男性も「万一に備え資産凍結など妻が困るのはしのびない」などの声が多く、妻の蓄財を歓迎している。

熟年離婚も取りざたされ、一人の女性としての自立的な生き方も理由にあるようだ。また銀行預金など、本人確認が厳格となり分別管理の必要性が増したことも助長している。その自前資金の捻出では、若い人なら結婚前後で預金口座を区別し保全することにより、離婚しても結婚前の蓄えは夫婦別々のものとなる。結婚後の「へそくり」とは分けて管理する。損保会社の調査では60%が婚前の蓄え、次いで「こつこつ貯めた」など「内緒貯蓄」の割合は100万円未満と500万円未満合わせ37%あった。

ボーナス時には妻にも分ける習慣を作るなど、夫婦の円満な話し合いが大前提となる。特に不動産や年金・保険など贈与や受け取りでも複雑な規則があり2人の協力は欠かせない。

自分名義の主婦の蓄財法には目的別の金融商品が数種類ある。平時から中・長期的なライフプランを立て賢明な選び方が最も重要となる。

## 2008年度与党税制改正大綱を決定 事業承継税制や耐用年数の見直し

2008年度与党税制改正大綱が公表された。焦点の消費税見直しは先送りされ、全体として小粒な改正で、減価償却制度や事業承継税制の見直し、証券優遇税制の取扱いなどが主な改正項目だ。

減価償却制度については、2007年度改正において償却可能限度額を撤廃するなどの抜本的な見直しを行ったが、今回はさらに、減価償却資産の使用実績を踏まえ、機械・装置を中心に、資産区分の大括り化を図る。現在、機械・装置の種類によって390区分に分かれているものを55区分に簡素化し、耐用年数も見直す。2008年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

事業承継税制については、「事業継続円滑化法」(仮称)の制定を踏まえ、2009年度改正において、事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設。相続した非上場株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予するなどが柱となる。同法の施行日以後の相続等に遡って適用する。

証券優遇税制に関しては、上場株式等の譲渡益と配当に係る10%の軽減税率を2008年末で廃止し2009年から本則税率の20%に戻すが、500万円以下の株式譲渡益及び100万円以下の配当に限っては10%の軽減税率を08・09年の2年間適用する特例措置を設ける。また、個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、2009年1月から上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。

今週のキーワード

金融商品

「貯める」「殖やす」「借りる」などを目的に金融機関などが提供する商品。国民生活センターは金融商品・サービスの選び方を1.安全性2.流動性3.収益性の基準で選ぶこととアドバイスする。「お金が目減りしないか」「自由に現金に換えられるか」「運用利益はあるか」である。最近の商品ではインターネット銀行の定期預金 金利が高め。新型定期預金 中途解約不可などの条件付きで通常の定期より高金利。個別株 価格変動リスクは高めだが株主優待などの恩恵で楽しむ。